

## 社会福祉法人恵愛会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第二章に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。

(3) 報酬とは、法第45条の8第4項で準用する一般法人法第196条、16第4項で準用する一般法人法第89条、18第3項で準用する一般法人法第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金である。費用とは明確に区分されるものとする。

(4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(報酬の額等)

第4条 役員等が、評議員会、理事会又は監事監査等に出席した場合には1人1回につき5,000円を報酬として支給する。ただし、理事長及び施設長を兼務する業務執行理事の報酬並びに役員等が他団体主催の会合、行事等に出席した場合の報酬及び必要経費については別表のとおり支給する。

2 役員等が評議員会、理事会又は監事監査等に出席した場合の報酬は、その都度現金で支給する。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員等には、法人の用務で出張に要する旅費(旅行雑費、宿泊料等を含む)を、別に定める旅費等支給要領に準じて支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月15日に施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

理事長及び施設長を兼務する業務執行理事の報酬	
理事長	施設長を兼務する業務執行理事
1か月37万円を毎月銀行振り込みにより支給する。ただし経営状況により変動（下回る）あり。	職員の給与規定による給与のみ支給し、報酬は支給しない。
役員等が他団体主催の会合、行事等に出席した場合の報酬及び必要経費	
報酬	必要経費
1日1万円を、その都度現金で支給する。ただし、施設長を兼務する業務執行理事には支給しない。	交通費、宿泊費、食事代、この他領収書等で認められる実費費用。
交通費	
交通費は居住地より出席地までの往路のみ、30kmまでを上限として別途1kmにつき100円を支給する。	